

わが国の決済システムの現状と変化（下）

土 橋 敏 光

目 次

まえがき

- 13 決済システムの変革とその要因
- 14 銀行の決済機能とは何か
- 15 ペイメントの諸類型
 - 〔A〕 決済当事者間の決済
 - (1) 相対決済
 - (2) 集中決済（多角的一括決済）
 - 〔B〕 決済仲介者が介在する決済
 - (1) 銀行が介在する決済
 - (2) 銀行以外の仲介者が介在する決済
- 16 決済対象における変革
- 17 決済手段における変革
 - (1) 決済手段としての適格要件
 - (2) 決済手段における変革の動因
 - (3) 新しい決済手段、支払い指図手段の登場
- 18 決済方法における変革
 - 〔A〕 決済当事者間の決済
 - 〔B〕 決済仲介者が介在する決済
 - (1) 銀行が介在する決済
 - (2) 銀行以外の仲介者が介在する決済
- 19 おわりに

まえがき

本稿は拙稿〔38〕、〔43〕の続きである。拙稿〔38〕においては、決済システ

ムの構成と決済リスクの内容について一般論的な考察を行い、そして〔43〕においては、決済の2方式である現金決済と振替え決済との比較を行った後、わが国の決済システムの仕組みについて、個別の決済システムごとにその現状を概観した。本稿では、わが国の決済システムにおいて目下生じている変化の様相を、決済対象、決済手段、決済方法という決済の3側面において把握することによって、将来のわが国の決済システムの在り方を考える上での出発点を提供したい。

13 決済システムの変革とその要因

近年におけるわが国の決済の動向として、日銀レポート〔20〕は次の3点を指摘している²⁵⁾。

① 決済金額の趨勢的拡大

資金決済において決済件数と決済金額の伸びが著しい。特に、金融取引が実物取引よりも急速に拡大している。また、決済手段の回転率も昭和50年代半ばより上昇している。なお、証券決済についても同様なことがいえる。

② 決済金額の振れの拡大

振れの拡大の要因として、①市況等の変動に伴う金融取引の振れの拡大（循環的な振れ）、②五十日決済、月末決済といった商取引の慣行に見られるように、「物日」に決済が集中する傾向があること（月中の振れ）、③1日のうちで午後1時（交換戻時点）および午後3時（最終時点）といった特定の時点において決済を行う「時点決済」の慣行がインターバンク決済において存在すること（日中の振れ）²⁶⁾、の3つが挙げられる。

③ 決済システムの国際化

特に、「24時間グローバル・トレーディング」と呼ばれるように、金融取引において国際化の進展が著しい。この金融市場、外為市場の国際化は、決済シ

25) 日銀レポート〔20〕, pp.6~7。

26) 時点決済における決済時点は、現在では4時点ある。拙稿〔43〕, p.58を見よ。

わが国の決済システムの現状と変化（下）

システムの面でもさまざまな国際化をもたらしている。①わが国の銀行と海外の銀行との間で、決済金額や決済件数が増加している。これはSWIFTの通信件数にも表れている。②わが国の円資金決済において、昭和57年以来、在日外国銀行が大きなウエイトを占めている。

このような決済および決済システムの変革を促している要因を大別すると、次の2つが考えられる。

① 金融技術革新

情報通信技術と情報処理技術（エレクトロニクス技術）の発展およびそれらの結合は、情報の処理・加工・伝達を迅速、大量、正確、詳細に行うことを技術的に可能にした。この結果、情報の生産コストおよび入手コストは急激にかつ大幅に低下した。このような工学上の技術革新は金融業界および金融取引に導入されて、金融ハイテクの開発へとつながっていった。

② 金融環境の変化

アメリカに始まった金融の自由化・証券化がわが国にも波及し、金融革新の環境が整うことになった。さらに、金融の国際化は金融取引上の法・ルールの見直しを要請しており、金融システムの国際的な緊密化を引き起こしている。

金融取引および金融システム——本稿との関わりでいえば、決済および決済システム——の変革を促す上で必要な上述の2要因はあいまって、金融取引の新仕法、金融新商品の開発、新たな金融取引参加者などのさまざまな変化を生じさせている。

14 銀行の決済機能とは何か？

決済システムの変化をみる前に、これまで銀行が伝統的に果たしてきた決済機能とはどのようなものか考えてみよう。そうすることによって、取引当事者の支払い決済（ペイメント）の態様が急激に変化している理由をよりよく理解できるからである。

決済機能は、与信機能や変換機能と並び、銀行機能の一つである²⁷⁾。銀行組織が伝統的に決済性預金（取引決済勘定）の提供などの決済機能を果たしてきたというのは歴史的事実である。この歴史的事実を根拠にして、「ペイメント・サービスは預金業務と不可分の関係」²⁸⁾であるとか、「銀行の預貸金業務と支払システムは離れ難く結び付いている」²⁹⁾と主張する論者がいる。しかし、この主張は正しくない。

決済機能——支払い決済サービス（payment services）の提供——は、拙稿〔36〕における分析からもわかるように、次の3つの構成要素から成っている。

- ① 決済手段の供給
- ② メッセージ交換（決済情報の伝達・処理）
- ③ 資金受渡しの仲介（資金受渡しサービス）

ここで、メッセージ交換と資金受渡しの仲介をひっくるめて、銀行の決済仲介機能（決済仲介サービスの提供）にとらえることができる。つまり、銀行の決済機能は、決済手段供給機能と決済仲介機能とからなっている。換言すれば、銀行の決済サービスは決済手段提供サービスと決済仲介サービスとからなっていると考えることができる。

現金決済においては、中央銀行が決済手段である現金を提供し、支払い指図などのメッセージ交換は支払い請求（口頭）、払戻し請求書、キャッシュ・カードなどによって行われ、資金受渡しは現金という現物の授受によってなされる。これに対して、振替え決済においては、銀行が（取引）決済勘定（transaction account）を提供し、支払い指図は小切手・手形、振替え証書、MT・FD、電子信号などで行われ、そして資金受渡しは決済勘定の口座間振替えによってなされている。

ところで、メッセージ交換については、銀行以外の企業等がこれを行うことに法規制はない。VAN 業者や企業グループの金融会社などが行っても、差し

27) たとえば、池尾〔45〕, pp.88~89を見よ。

28) 吉田〔29〕, p.16。

29) 辻〔17〕, p.109。

障りはないのである。また、メッセージ交換——支払い指図の相殺——によって決済できる部分（相殺決済の部分）が存在するから、決済情報の収集・処理に優位性をもつ業者が銀行と決済当事者との間に介在してくるのは自然なことである。次に、決済手段の提供については、現行の振替え決済においては銀行の一部の安全資産のみが決済手段として認められているが、中国ファンドやMMFなどの他の金融資産に決済性を付与してはいけないという根拠はあいまいである。どのような資産が決済手段となるかは債権者と債務者との合意に依るものであり、双方が合意さえすればいかなる資産も決済手段となりうる。ただし、ある資産が決済手段として広く一般に受け入れられるためには、後でみるように、それなりの資格要件が必要である。三番目に、資金の受渡しは決済手段の存在が前提になる。振替え決済においては、決済当事者は決済手段を提供する企業——現行の制度下では、銀行——に資金受渡しの仲介を依頼するほかない。資金受渡しサービスにコストがかかる限り、そのサービス・コストをなんとかして節約しようとする誘因が決済仲介サービス利用者に強く働くのは当然である。そこで、銀行の口座振替え等による資金受渡しサービスのコストを節約するために、さまざまな工夫がなされるのも自然なことであり、多数の支払い人の支払いを一括して行う支払い代行業者が現われたりしている。これらの企業・機関は決済機能を全面的にはなくても部分的に果たしているから、決済機関に含めて考えることができる。より厳密には、決済仲介機関と呼んだ方がよい。現在、ペイメント・システムにおいて生じている変革は、上述の①から③のいずれか1つあるいは複数と関わっている。

15 ペイメントの諸類型

現在、進行している決済システム上の変革は、そのほとんどがペイメント・システムにおける変革である。これは次の理由によるものと考えられる。

① ペイメント・システムは実体経済と直接に関わっており、企業や消費者の支払い決済（ペイメント）に関わる行動上の変化は、まず、ペイメント・シ

テムにおいて現れる。

㊤ セトルメント・システムは中央銀行と銀行組織による、あるいは銀行組織による「確立された制度（エスタブリッシュメント）」となっており、法規制もあり変革が起こりにくいものに対して、ペイメント・システムは企業の競争原理が作用する場であり、制度上の規制も緩やかで新規参入や新たな事業が発生しやすい。

ペイメントにおける変革は昨今に限ったことではなくして過去において不断に行われてきたことであり、その結果が現在のペイメント・システムとして結実しているのである。そこで、この節においては、ペイメントの方式を類型化することによって、これまでの変革を整理してみる。

ペイメント（支払い決済）の類型化は、何を基軸とするかによっていく通りかの方法が考えられるが、ここでは、決済に仲介者が介在するか否かという視点から大きく2大別する³⁰⁾。

〔A〕 決済当事者間の決済

銀行などの決済仲介者が介入しない決済は現金決済であり、基本的に1対1の相対決済である。近年、集中的な相殺決済が見られるようになった。

(1) 相対決済

(イ) 個別同時決済

これは双務契約型の交換取引において、商品の買い手と売り手が商品受渡しと同時に資金決済を現金授受によって行うものであり、「決済の基本形態」といえる。現在でも、個人の消費取引においてよく見られる決済形態である。片務契約型の一方的移転においては、相対的個別決済となる。

(ロ) 前払い決済

代金の前払いによる決済方法は、決済の効率化に役に立つ。

30) わが国の決済システムについて、実務家の立場から体系的かつ詳細に解説している好著が、近年発行された。箕輪〔40〕がそれであり、本稿でもペイメント・システムの類型化にあたって参考にさせてもらった。

① 個別前払い決済

大口の注文生産、共同消費が可能なサービス財（パッケージ・ツアー、コンサートなど）、輸出入取引などにおいては、代金の全額あるいは一部が前払いされることがよくある。予約（申込み）金、前渡し金（前受け金）、手付け金、保証金、敷金、前売り入場券などは、契約履行の保証のための担保としての性格をもっている。

② 一括前払い決済

小額で反復的な消費取引、長期継続的・定期的な取引においては、決済対象1件ごと個別に決済を行うより、一定期間分あるいは一定回数分の取引代金をまとめて前払いの方が効率的である。①小額・反復的な消費取引…回数券、定期券など。②長期的・定期的な取引…家賃・賃貸料、授業料など。

③ 前払い証書の贈答用品化

代金前払いを証明する証書（前払い証書）は、指定された商品・サービスと交換できるという交換手段としての機能をもつことから、それ自体が商品化されて贈答用品として使用されたりあるいは金券ショップで売買されたりするようになった。商品券、ギフト券、図書券、文具券、旅行券、ビール券、航空券など。

④ 前払い証書のカード化（プリペイド・カード）

近年のエレクトロニクス技術の発展により、前払い式証書がカード化されるようになった。いわゆるプリペイド・カード（prepaid card）と呼ばれるもので、1982年12月にテレフォン・カードが発行されて以来、多くの業種・業態で導入されている。プリペイド・カードも紙製の前払い式証書と同じく、小額・反復的な取引において利用される。前払い方式には、①買い手が先渡しリスクを負うこと、②前払い証書は買い手にとっては現金通貨に類似した機能を果たすこと、という共通した特徴がある。前払い証書の現金としての機能（つまり、貨幣性 moneyness）は、その汎用性が大きい程大きくなる。自家発行型の前払い証書、プリペイド・カードはその適用対象（購入できる物品・サービスの種類）あるいは適用地域（使用できる地理的範囲）が極めて限定されているから、その貨幣性の度合いは小さく、代金の単なる前払い程の意味しかもたない。こ

れに対して、第三者発行型の前払い証書、プリペイド・カードはその利用範囲をいくらでも拡大することが可能であり、現金通貨にいくらでも近くすることができる。このことは、①国家の通貨発行特権への侵害の恐れ、②銀行以外の決済仲介者（プリペイド・カード発行会社など）による決済機能遂行、という問題を抱えている。

(ハ) 後払い決済

代金の同時払いに伴う不便さ、非効率性を改善するもう一つの方法は、後払い決済である。これにも個別後払いと一括後払いとがあり、またカード化が進展している。

① 個別後払い決済

高額な耐久消費財の販売においては、企業の販売促進の手段として後払い決済方式がよく採用される。これは消費者が企業から販売信用（sales credit）を受けることであり、通常、購入時に頭金を支払って残額は割賦返済とされることが多い。

② 一括後払い決済

一定期間分の取引代金を一括して後払いする方式は、古くから商取引の慣行として行われてきた。①企業間の長期継続的な取引関係を前提にした月払い制度（売掛金）や手形払い制度（受取り手形）は、買い手に対する信用供与（企業信用）という側面をもっており、単なる支払い決済の効率化ではない。ところが、②小額、反復的な消費取引における付け買い・付け払い、公共料金の支払い、新聞・牛乳など定期的配達物の支払いにおける後払い、③給料の月払い、などは支払い事務上の煩わしさの解消が目的と考えられる。

③ 後払い方式のカード化（クレジット・カード）

高額な消費財の販売促進という企業の思惑と消費者のライフ・スタイルの変化が合致して、代金後払いの消費行動が定着してくると、買い物のつど後払い契約をするという煩わしさを解消するためクレジット・カード（自家発行型）が開発された。自家発行クレジット・カードは消費者とカード会社との間の二者間契約であり、カード会社が自社の物品・サービスを販売するために発行するカードである。クレジット・カードは単にペイメントの合理化の目的で発行

わが国の決済システムの現状と変化（下）

されるのではなく、企業の販売促進というマーケティング戦略の一環として発行されるものであり、売り手企業が消費者に与える与信活動となっている。このため、自家発行クレジット・カードはデパート、スーパー、ガソリン・スタンドなどの小売り業者が発行することが多く、その利用可能な商品・店舗は極めて限定されている専用クレジット・カードである。

(二) 相殺決済（ネットィング決済）

2人の決済当事者の間であっても、債権・債務関係が双方向に発生する場合には、一定期間分の複数の債権・債務関係を一括して決済することにより、決済コストを削減できる。全体を差し引きして、その差額（ネット尻）だけを決済手段により決済すればよいからである。全体の差し引き計算によって相殺できる部分は相殺決済と呼ばれ、決済手段を必要としないから、決済手段の節約につながる。しかしながら、2者間での相殺決済は、その性格上、一般的には行われない。個人間、零細企業間で例外的に行われたり、銀行と取引先企業との間で貸出し債権と預金債権との相殺が行われることもある。

(ホ) 送金による決済

債権者と債務者とが離れている場合には、債権者の集金あるいは債務者の持参によって現金を直接受け渡しすることは非効率的である。このような場合には、郵便制度という決済インフラストラクチャに支えられた送金（現金書留）による決済が利用されることになる。

(2) 集中決済（多角的一括決済）

集中決済は3者以上の決済当事者間で、多数の債権・債務関係を一括して多角的に決済する仕組みである。集中決済は、その性格上、

- ①相対決済ではなく多角的決済であり、
- ②個別決済ではなく一括決済であり、
- ③即時決済ではなく時点決済である。

これまで、決済当事者同志で集中決済を行うことは考えられなかった。近年、企業グループにおいて、集中的な相殺決済が行われるようになった。しかし、相殺し切れない差額（ネット尻）は、現金決済することも論理的には可能だが、

現実には、銀行の振替え決済によっている。

〔B〕 決済仲介者が介在する決済

決済仲介者は、決済手段の提供を行うか否かによって、銀行とその他の仲介者に区別される。

(1) 銀行が介在する決済

仲介者の存在しない決済当事者間の決済には、どんなに合理化しようと、現金決済としての限界および相対決済としての限界が厳然として存在する。決済過程に決済仲介の専門業者が介入することによって、いわば「迂回生産の利益」が発生し、様々な合理化——効率化およびリスク削減——が可能となる。合理化が可能となる理論的根拠として、

- ① 専門化の経済
- ② 規模の経済
- ③ ネットワークの経済
- ④ 範囲の経済

の存在をあげることができる。銀行という決済仲介機関は、その発生の歴史からして、決済仲介と深く関わってきた。すなわち、よく知られているように、銀行の発生形態には、①預金銀行として、②振替銀行として、の2つがあり、現在の銀行の決済仲介機能も、預金業務および為替業務と密接に結び付いている。さらに、付随業務として銀行に認められている代理業務も決済仲介機能と関わりをもっている。

(i) 預金業務と関わるペイメント

銀行の預金業務は、決済との関わりでいえば、決済手段（預金通貨）の提供、現金通貨の支払い（預金払戻し）および受取り（預金受入れ）を行うことである。

(a) 現金預かり証書の流通

銀行の自己宛て小切手（銀行振出し小切手）や旅行小切手は、銀行の現金預かり証書であり、銀行預金を決済手段として流通する支払い指図手段として機

能している。銀行に自己宛て小切手の振出しを頼んだ依頼人は現金通貨を銀行に預け、そして受取り人は小切手を銀行に持参して現金通貨を受け取る。現金の銀行滞留は一時的であり、わが国では別段預金として処理されている。これからもわかるように、この決済形態においては、現金通貨がまだ重要な役割を果たしており、銀行預金は決済手段としての機能を完全に果たしているとはいえない³¹⁾。

(b) 預金債権の移転(口座振替え)

銀行預金が決済手段としての機能を完全に果たし、名実ともに預金通貨となるのは、預金債権の移転によって決済が行われるようになった段階においてである。預金債権の移転の仕方には2通りあって、債務者(支払い人)から支払い指図を発信する場合——支払い型の振替え(debit transfer)——と、債権者(受取り人)が取立て依頼を発信する場合——取立て型振替え(credit transfer)——とである。口座振替えは、どちらの仕方であれ、同一銀行の同一店舗に支払い人と受取り人が決済勘定口座(transaction account)を有することが前提となる。口座振替え(振替え取引)は、決済勘定口座からの預金引出しによる現金受取りと他の勘定口座(預金あるいは借入れ金)への現金支払い、という2つの現金取引が一体化したものと考えることができる。口座振替えは、元来、同一銀行同一店舗内で行われていた(自店振替え)が、同一銀行の異なる店舗間(行内振替え)や異なる銀行間(他行振替え)でも行われるようになってきた。支払い型振替えの場合には、行内振替えおよび他行振替えは送金機能のついた「(口座)振込み」となり、為替業務とされている。

① 支払い型振替え

同一銀行同一店舗に決済勘定口座を有する支払い人から受取り人へ、支払い人の「振替え指図」によって預金債権が移転し、決済が行われるのが支払い型振替えである。振替え指図は振替え証書を用いて行われる。支払い型振替えには、支払い人と受取り人とが同一人物である場合(同一預金者の口座間振替え)と、異なる人物である場合、とがある。支払い型振替えの場合には、支払い人

31) この段階の銀行預金は、消費寄託契約である「預金」というより、保管委託契約の「保護預かり」に近い。

は支払いの都度わざわざ銀行へ赴き、振替え指図を行わなければならないから、手形・小切手を用いた取立て型振替えと比べて不便である。

- ① 同一預金者の口座間振替え…これには、預金口座間の振替え（預金者のある資産勘定から他の資産勘定への移転）と預金口座・借入れ勘定口座間の振替え（預金者の資産勘定から負債勘定への移転、またはその逆）がある。普通預金を引き出して、積立て定期預金の代金支払いにあてたりあるいはローン返済にあてたりする場合や、銀行の貸出し金が借入れ企業の当座預金口座へ振替え入金——これを振替え預金という——される場合、などがある。
- ② 異なる預金者間の口座振替え…わが国の企業間決済においては、取立て型振替えである小切手制度（checking system）が一般的であり、振替え制度は郵便局で採用されている。しかしながら、銀行間決済においては日銀当座預金振替えシステムが採られており、また国庫内の資金移動も日銀本支店および代理店相互間での口座振替え（国庫金振替え書）によって行われている。

② 取立て型振替え

取立て型振替えにおいて受取り人が「取立て依頼」を行うのに用いる証書は、小切手や手形である。小切手や手形は支払い人が振り出すもので、取引銀行に対して受取り人に額面金額に相当する資金を支払うことを指し図するものであるから、支払い指図手段と呼ばれている。

- ① 銀行・預金者間の手数料等自動引落し…当座勘定規定にもとづき、銀行の手数料等が当座預金から自動引落しされる。
- ② 自店を支払い場所とする小切手・手形…支払い人、受取り人双方の当座預金口座が同一銀行同一店舗にある場合、店舗内の自店振替えで決済される。取立ての対象となる小切手は、㊶一般利用のものと㊷特定利用のもの、とに分類することができる。前者としては、当座（預金）小切手（法人小切手、個人小切手）、銀行（振出し）小切手（銀行の自己宛て小切手）がある。個人小切手（パーソナル・チェック）はわが国ではほとんど普及していない。後者としては、日銀小切手（日銀の自己宛て小切手）、政府小切手がある。

(ロ) 為替業務と関わるペイメント

(a) 送金による決済

わが国の決済システムの現状と変化（下）

銀行の送金業務と結び付いた決済として、送金証書（送金為替）利用の隔地間決済がある。送金人（支払い人）が現金通貨を銀行に払い込むと同時に送金証書を受け取り、それを受取り人へ送付する。受取り人は銀行——先の銀行と同じ銀行あるいは提携先銀行——へ送金証書を持ち込み、現金通貨を受け取る。このように、本来の送金為替は銀行預金と直接結び付いてはいない。送金為替として、送金小切手（普通送金）、電報送達紙（電信送金）、国庫送金通知書（国庫送金）、郵便為替（郵便局）がある。株式配当金領収書や年金受取書も送金証書の一つである。

（b）振込みによる決済——預金口座の利用——

銀行を仲介者として行われる決済は、銀行の預金業務と為替業務とが結び付くことによってさらに合理化されることになる。

今日のわが国において広汎に利用されている振込みは、銀行の預金業務と送金業務とが結び付いた決済形態である。振込みは、①さきに述べた「支払い型振替え」を遠隔地間——同一銀行の他店舗宛て（行内振込み）または他の銀行宛て（他行振込み）——に拡大したものであり、また、②さきに述べた送金為替の代り金を、現金でなく預金口座で受け取れるようにしたものである。振込みによって支払い人——受取り人間の送金証書の送付は unnecessary になるため、送金証書利用の場合と比べて決済は迅速化される。振込みには、顧客（振込み依頼人および受取り人）のニーズに合わせていくつかの種類、制度が用意されている。

① 一般利用の振込み……一般の個人、企業が利用する振込みで、本人が窓口に出かけて「振込み依頼」を行う。振込みの種類としては、振込み票方式の文書為替（交換振込み、メール振込み）、全銀システムの MT データ伝送扱いの文書為替、全銀システム利用の電信為替（テレ為替）がある。

② 特定利用の振込み……利用者および利用目的が限定されている振込みで、①国庫金振込み、②大量一括処理の振込み、に分けられる。国庫金振込みは、国庫金を受取り人の預金口座に振り込む制度であり、国庫金支払いの一方式である。大量一括処理の振込みは、多数の受取り人に同一時期に支払いを行う必要がある場合に利用される振込み方式であり、総合振込み（一括振込み）、給

与振込み、年金・給付金振込み、株式配当金振込み、貸付け信託収益配当金振込みの各制度、一括支払いシステムがある。これら特定利用の振込みは銀行の付随業務である代理業務の一つとして実行されており、銀行、支払い企業、受取り人の3者間契約による「自動振込み」として制度化されているものが多い。

(c) 取立てによる決済——預金口座の利用——

前述した「取立て型振替え」が同一銀行の異なる店舗間あるいは異なる銀行間で行われる時、銀行の決済機能はその預金業務と取立て業務とにまたがって遂行されることになる。取立ては、①自行宛て取立ての場合には自行内の取立てシステムを利用し、②同一手形交換所内（当所）の他行宛て取立ての場合には手形交換制度を利用し、そして③同一手形交換所以外（他所）の銀行宛て取立ての場合には、内国為替制度の代金取立てを利用する。取り立てられた資金はほとんど依頼人の預金口座へ入金される。

(d) 代理業務と関わるペイメント

銀行は付随業務の一つとして代理業務が認められている。代理業務とは、官公庁、民間会社、金融機関などの金銭の受入れ・支払い事務を銀行が委託によって代行する業務のことをいい、現在、広く行われている。代理業務には以下のものがある。

① 国庫金出納代理事務

銀行は日本銀行と代理店契約を結び、国庫金の受払い事務を行っている。代理店の種類には、日本銀行代理店、同歳入代理店、同国債代理店、国庫送金取扱店などがある。国庫金の収納は、現金の窓口収納、口座振替えなどによって行われ、国庫金の支払いは政府小切手による現金払出し、口座振込みなどによって行われる。

② 地方公共団体、公団・公庫・事業団等の公金取扱い事務

地方公共団体との代理契約、指定金融機関との代理契約にもとづいて、各種の公金の受払いを取り扱うもので、指定金融機関制度がとられている。公金取扱い銀行には、指定金融機関（1行）、指定代理金融機関、収納代理金融機関の3種類がある。公団等の公金取扱い事務は、公団・事業団・公庫・日本育英会等の公金の受払いを行うものである。

③ 株式払込み金受入れ，株式配当金支払い，公社債元利金支払いの各代理事務

発行者の委託に基づいて，資金の収納あるいは支払いを行うものである。

④ その他特殊契約による資金受払い代理事務

これには多数の種類がある。代表的なものとして，5大公共料金（電気・ガス・水道・電話・NHK受信料），保険会社の保険料，新聞購読料，公団家賃等の受入れ，クレジット・カード会社と提携したキャッシング・サービス，国家公務員共済組合連合会等の年金給付金，旅館券・ホテル券等の支払いなど。

⑤ 金融機関の業務の代理

金融機関が行う業務の代理で，代理貸付け，信託業務代理などがある。代理貸付けとは公庫・事業団，商工中金，農林中金など政府関係金融機関の貸付けの代理，保険会社の貸付けの代理である。

以上の決済代行——代理収納および代理支払い——は，次のような方式で行われている。

(a) 代理収納による決済

① 集金代行（集金収納代行）

企業の売掛金などの代金取立て，個人からの諸会費，公共料金，保険料等の徴収などにおいて，銀行が企業・団体に代わって支払い人から集めて回る方式である。取立て型の代理収納であるが，現在では自動集金が主で集金は稀にしか行われない。

② 窓口収納

これは支払い型の代理収納で，支払い人が銀行へ持参した代金（現金あるいは預金払戻し金）を銀行が代わって収納するものである。株式払込み金，税金，公共料金などで実施されている。このようにして代理収納された代金は，受取り人に一括して支払われるが，支払い方式には現金払い，受取り人預金口座への入金，自行他店あるいは他行にある受取り人預金口座への振込みなどがある。

③ 自動支払い（自動振替え）——預金口座の利用，為替機能つき——

これは，銀行，支払い人，収納企業の間で事前的に契約を結び，支払い人口座からの代金の自動引落としと受取り人口座への自動入金とを一体化した口座

振替えである。銀行による代理収納と代理支払いが振替えの仕組みを用いて自動化されたものであるが、どちらかと言えば、取立て型振替えであり、手数料も収納企業が負担する。自動振替えは定期的・反復的な支払い決済に便利であり、公共料金（電気、水道、ガス、電話の各料金、NHK受信料）、税・社会保険料、授業料、クレジット・カード代金、ローン返済代金などの支払いにおいて広く利用されている。1955年に電話料金の支払い決済に初めて導入された。支払い人の立場からは、「自動支払い（自動引落し、direct debit）」と呼ばれている。1972年に取扱いが開始された総合口座は、残高不足による自動引落とし不能という不測の事態に対処するために導入されたもので、この制度の効率化に役立っている。

自動振替えはこれまで同一銀行内の口座振替えであったが、近年、銀行間の自動振替えが行われるようになってきた。

(b) 代理支払いによる決済——自動受取り（自動振込み）——

これは銀行、支払い企業、受取り人の3者間契約で、給料などを受取り人の預金口座に自動的に振り込むものである。1969年に初めて給料の自動振込み（自動入金、自動受取り、direct credit）が開始されてから、給料、年金、株式配当金などの支払いにおいて広く利用されている。郵便局の「振込み預入」は銀行の自動振込みに相当するものである。支払い企業の振込み指図手段には、振込み依頼書、MT持込み、ファーム・バンキング（CMS）によるオンライン・データ伝送などがある。

(2) 銀行以外の仲介者が介在する決済

企業、個人などの取引当事者のペイメントに銀行以外の決済仲介者が介在するということは稀であった。それは、決済機能を果たすために必要な資格要件——決済手段の提供、メッセージ交換そして資金受渡しの3つ——をすべて備えているのは銀行しか存在しなかったからである。決済当事者としては、何らかの理由がない限り、わざわざ銀行以外の機関に決済サービスの提供を依頼する動機は働かなかった。例外的に、決済対象となる取引における関わりから、証券会社が決済仲介者となることがある。

(イ) 証券取引に関わるペイメント

株式、債券などの証券取引——発行取引および流通取引——において、証券会社はアンダーライターあるいはブローカーとして発行企業もしくは証券保有者と買い手との仲介役を果たしている。この関係で、証券受渡しおよび資金受渡しにおいて仲介者として機能しているのである。

16 決済対象における変革

取引当事者の支払い決済（ペイメント）とは、債務者が売買代金などの債務（決済対象）に対して、何らかの価値（決済手段）をある方法を用いて債権者へ移転すること（決済方法）によって、債券—債務関係を終了させることをいう。よって、ペイメント・システムにおける変革を、

- (a) 決済対象（決済事由）における変革
- (b) 決済手段における変革
- (c) 決済方法における変革

に分けて捉えることができる。本節では、まず決済対象における変革をとり上げる。

決済対象となる取引あるいは一方的移転（片務的債務）の内容は、時代とともにゆっくりと変化していく。近年における変化の特徴は、既述したように、①量的拡大——決済金額の趨勢的拡大と上下への振れの拡大——、②質的变化——金融取引の伸びが実物取引の伸びより大きい——、ということである。決済対象となる取引自体には、ペイメント・システムにおける革新を引き起こすような大きな変革は見られない。しかしながら、決済対象となる取引がどんなものであるかによって、使用される決済手段および支払い指図手段、決済方法は異なっており、その取引にふさわしい決済システムが構築されてくる。それゆえ、決済手段や決済方法における変革の底流には、決済対象における変化があることを忘れてはいけぬ。

17 決済手段における変革

(1) 決済手段としての適格要件

決済は決済当事者が同意した何らかの価値の受渡しによって完了する。その際に用いられる「何らかの価値」が決済手段である。あるものが決済手段として用いられるための必要条件は、① 価値を有するもの（価値保蔵手段）で、② 決済当事者が双方とも認めたもの、ということになる。たとえば、決済当事者が米でもって決済することに合意したとすれば、米が決済手段として機能したことになる。土地は相続税の支払いにおいて「現納」することが認められているから、「特殊な決済手段」ではある。しかしながら、現代では米や土地は一般的には決済手段として認められていない。現代の経済社会で「一般的な決済手段（つまり、貨幣）」として認められているものは、現金通貨と預金通貨——わが国では、当座預金、普通預金、貯蓄預金の3つ——である³²⁾。

ところで、何らかの価値あるものが「一般的な決済手段」として機能するためには、上記①、②の必要条件以外に、そのようなものとしての適格性を有していなければならない。そのような適格要件としては、次のものがある。

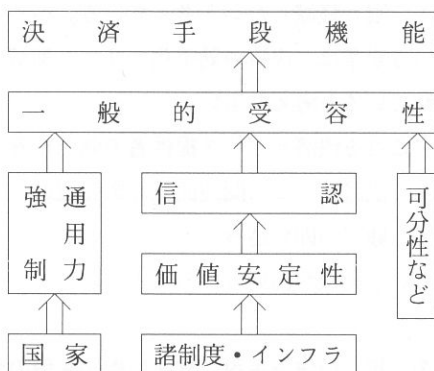
- (イ) 一般的受容性 (general acceptability)
- (ロ) 価値の安定性
- (ハ) 可分性 (divisibility)
- (ニ) 携帯性 (portability)
- (ホ) 耐久性 (durability)
- (ヘ) 均質性 (同質性, homogeneity)

これらのうち、一般的受容性こそが、何らかの価値あるものを一般的な決済手段として機能させる、本質的な適格要件（資産特性）である。そして、決済手段の一般的受容性は、その価値の安定性に対する信認に依存していると考え

32) 貯蓄預金は、①給料・年金・配当金などの自動受取り、公共料金などの自動支払い（自動振替え）には利用できない、②振替え、振込みには回数面などで制限がある、など貨幣性 (moneyness) においては当座預金、普通預金より劣る。

ることができる。インフレーションのために貨幣価値が減価したり、発行体である銀行の信用が低下すると預金通貨の取付けが生じたりして、貨幣からの逃避が起こる。価値の安定性を維持するためには、貨幣制度、中央銀行制度（プロセッサ機能、レギュレーター機能）、決済システムのインフラストラクチャー、さらには金融システム、

図12 決済手段機能と資産特性



経済システム等の整備および運営管理が必要になる。現代の一般的な決済手段そのものは、銀行券や決済性預金といったペーパーや電子ファイルで、素材価値は小さいものであるが、それらが決済手段として機能しうるために多大の費用が投下されている。なお、国家による強制通用力の付与——法貨（legal tender）としての指定——は一般的受容性を高めるのに役立っているが、強制通用力が一般的受容性を支えている中心的なものではない。これは、上述の貨幣制度等において混乱が発生したり、国家に対する信頼が低下したりすると、強制通用力を付与されている貨幣であっても、その貨幣からの逃避が起こることからわかる。

(2) 決済手段における変革の動因

貨幣を保有し、その貨幣で決済を行うに際しては、次の費用がかかりかつリスクも伴う³³⁾。

- ① 保有コスト…無利子あるいは低利率の貨幣保有による機会費用。
- ② 決済コスト…搬送コスト（デリバリー・コスト）、ハンドリング・コスト、振込み手数料など。
- ③ 決済リスク…搬送リスクなど。

33) 拙稿〔38〕の「6 決済リスクの種類と内容」、〔43〕の「9 現金決済と振替え決済の比較」を参照のこと。

決済当事者としては、この決済に伴う費用をできる限り節約し、リスクをできる限り軽減したいと考えている。ペイメント・システムにおいて現在生じている変革は、決済の効率化とリスク削減という2つの動機によって引き起こされていると考えてよい。

これを決済サービス提供者の側からみると、

① 決済サービス関連商品の販売促進

② 顧客の困り込み

という動機が働いていることがわかる。

(3) 新しい決済手段、支払い指図手段の登場

わが国において一般的な決済手段として用いられているのは、現金通貨と預金通貨（決済性預金）のみであることは先述した。

日本銀行券が決済手段として機能し得るのは、

① 日本銀行の大きな信用——その背後には、保証準備制度、管理通貨制度などがある——に支えられていること、

② 法的に強制通用力を付与され、ファイナリティ（支払い完了性）を有していること、

の2つの適格要件による。硬貨（補助貨幣）³⁴⁾の決済手段としての機能は、①発行者である政府の信用と、②法的な強制通用力（制限法貨）、による。そして、決済性預金が決済手段として機能しうるのは、①発行体である日本銀行および民間銀行の信用に支えられていること、②口座振替え、振込みの代金支払い口座および代金受取り口座として認められていること、の2点による。

ところで、わが国の現行の法制度の下では、決済性預金以外の金融資産を決済手段として用いることはできない。しかしながら、現実には、他の金融資産を創意と工夫によって「事実上の決済手段」にしようとする動きが、近年見られるようになった。

34) 昭和63年4月施行の新貨幣法では、「貨幣」と呼称されている。

〔a〕中国ファンドの決済手段化

① 資金総合口座（証券スウィングシステム）³⁵⁾

昭和59年4月に大和証券と京都信用金庫の間の提携商品として開始された。証券会社の中期国債ファンドと銀行の普通預金とをスウィープ・サービスで結び付け、収益性と決済性を兼ね備えた「1つの複合金融商品」に作り上げられたものが、この資金総合口座である。これは顧客の普通預金残高がある一定額（換金基準残高）を下回った場合には、自動的に中国ファンドが解約されて普通預金が補填され、逆に、普通預金残高がある一定額（振替え基準残高ないし買付け基準残高）を上回った場合には、自動的に中国ファンドを買い付けるという仕組みになっている。

② 中国ファンド定期引出しサービス

昭和60年6月より実施されている証券会社のサービスである、中国ファンド口座をもつ顧客は、中国ファンド解約代金引出しの時期、金額、受取り方法を指定して、定期引出し契約を結ぶ。①受取り方法を銀行振込みにして、②その指定口座で公共料金、保険料、税金などの自動振替え契約を銀行および会社、国等と結び、③受取り日を口座振替え日の直前に認定する。これによって、中国ファンドは事実上の決済手段として機能することになる。

③ 中国ファンドを利用したクレジット・カード決済

これは証券会社とクレジット・カード会社との間の提携商品であり、昭和59年9月に信販会社との間で開始された³⁶⁾。仕組みは次の通りである。①顧客はカード会社、銀行と3者間で、予め自動振替え契約を結んでおく。②顧客は証券会社、カード会社と3者間で、カード会社からの代金請求にしたがい、証券会社が顧客の中国ファンドを解約して、その代金を銀行にある顧客の普通預金

35) 証券スウィープ勘定、証券スウィープ口座、スウィープ・アカウント・サービスなどともいわれる。

36) これはアメリカのCMA (cash management account) と類似しているが、若干異なる。相違点は、① CMA は銀行と証券会社との提携商品であること、② CMA においては、銀行の決済勘定は瞬間的にのみその残高が存在する——代金請求があった場合のみ投資信託が解約されて、その代金が決済勘定に振り込まれる——こと、などである。

口座へ振り込む旨の契約を結ぶ³⁷⁾。㉓こうして、カード会社から証券会社に代金請求があると、中国ファンドの解約代金が自動的に銀行にある顧客の普通預金口座へ振り込まれ、さらにそこからカード会社の口座へと口座振替が行われて決済が終了する。

④ 中国ファンドを利用したクレジット・カード決済（カード会社の預金口座への直接振込み）

これは③を一步前進させたもので、顧客の中国ファンド解約代金が——顧客の預金口座を経由しないで——直接にカード会社の銀行預金口座へ振り込まれるものである。ここに至ると、中国ファンドの貨幣性は非常に大きくなり、決済手段そのものであると言ってよい。しかしながら、中国ファンドは支払い口座としてしか機能しないから、支払い、受取りの両口座として機能する決済性預金よりは貨幣性が劣る。わが国では、このタイプのクレジット・カード決済は構想としてはあるが、現実には認められていないようである³⁸⁾。

以上、中国ファンドを利用した決済サービスをみてきた。法制度上、中国ファンドそれ自身には決済性を付与することができないので、銀行・信用金庫などと提携することによって、事実上、決済性を付与しようとする証券会社の意図が感じられる。

〔b〕総合口座

決済性預金である普通預金と収益性の高い金融資産とを組み合わせ、自動融資機能を付加することによって、保有コストの高い決済性預金を節約したい個人のニーズに応えようとして銀行が開発したのがこの商品である³⁹⁾。自動融資は、決済資金不足という流動性リスクに対してヘッジ機能を果たす。

「主要な金融資産」として何を採用するかにより、総合口座（定期預金 1972年8月）⁴⁰⁾、金融債総合口座（金融債 1981年10月）、信託総合口座（ビッグ

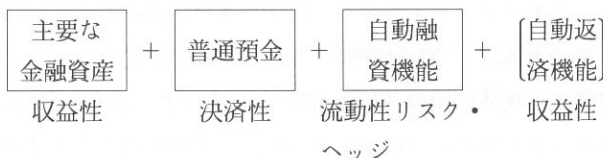
37) サービス内容は提携先のクレジットカード会社によって少し異なる。

38) ここで述べた中国ファンドへの決済性付与の問題については、鶴川〔2〕、大蔵省内エレクトロバンキング委員会（編）〔3〕、p.291が詳しい。

39) さらに、自動返済機能を追加されたタイプの総合口座もある。

40) 定期預金と公共債、普通預金を組み合わせて自動融資機能を付与したものを、「総合口座」と呼ぶ銀行もある。

図13 総合口座の仕組み



1981年1月)、新型総合口座(公共債総合口座)(公共債 1985年6月)、定積総合口座(定期積金)などがある。郵便局にも総合口座(定額貯金など)がある。

〔c〕プリペイド・カード(第三者発行型)、オフラインICカード(預金ホールド方式)

プリペイド・カードは昭和57年12月にテレフォン・カードが発行されたのを契期として、それ以降、各種の業種・地域・機関において導入されてきた。プリペイド・カードにはいくつかの種類があるが、決済手段機能との関わりでいえば、①第三者(カード発行専門会社)が発行するカードで、②汎用性が大きいもの、が問題となる。プリペイド・カードの仕組みは次の通りである。①消費者はカード発行会社からカードを購入する。購入代金は発行会社に決済資金としてプールされる。②消費者がカードで商品・サービスを購入すると、販売店からカード会社へ代金請求がエレクトロニック・ベースで行われる。③カード会社は銀行を通じて口座振替え、振込みによって販売店へ代金を支払う。

消費者がプリペイド・カードを支払い指図手段⁴¹⁾として使用する動機は、現金使用による保有コストの削減である。プリペイド・カードには通常プレミアムが付いており、額面価値より安く購入できる。消費者はプリペイド・カードを使用する(つまり、現金を節約する)ことによって、現金保有コストをプレミアム分だけ削減できるのである。

オフラインICカード(預金ホールド方式)はプリペイド・カードに類似した支払い指図手段であり、オフライン銀行POSシステムで使用される。

41) 決済手段はカード会社に前払いされそしてプールされている資金である。

〔d〕 電子マネー（エレクトロニック・マネー）と電子財布

これまでエレクトロニック・マネー（電子マネー，electronic money）と呼ばれていた貨幣の実体は、「電子帳簿に記帳され電子信号（エレクトロニック・ベース）で移動する決済性預金（預金通貨）」であった。近年，これとは異なるエレクトロニック・マネー（電子マネー）——それを出し入れする器としての機能を果たすICカードを電子財布（electronic purse）と呼ぶ——が注目を集めている。

電子マネーの実験プロジェクトが多くの国で構想されており，いくつかの国では既に実験が開始されている⁴²⁾。1995年7月にイギリスで実験が開始されたモンデックス（Mondex）⁴³⁾が有名であるが，わが国でも同年10月12日から金融情報システムセンターが電子決済に関する研究会を設け，電子マネーの検討を始めた⁴⁴⁾。また，富士銀行は同年11月からテレコムセンタービルで「インテリジェントビルICカードシステム」を実用化し，電子財布が試験的に使われている⁴⁵⁾。さらに，現実世界ではなく「仮想現実（virtual reality）」の世界ともいえるインターネットの商店での買い物の支払いに使用できる電子マネーも出現している。オランダのデジキャッシュ社の「イー・キャッシュ（e-cash）」がそれである。使用者はサイバー・バンク（ヴァーチャル・バンク）から預金を引き出して自分の電子財布に入れる。買い物代金は電子財布の中から電子マネーを取り出して，商店に送信すればよい⁴⁶⁾。

電子マネーに予定されている機能は，細部においては各国，各プロジェクトによって異なるが，おおむね以下のようなものである。

- ① 支払手段機能…加盟店での買い物代金の支払いに利用できる。
- ② 送金手段機能…個人の電子財布から他の人の電子財布へ発行機関を介さず

42) 電子マネーの構想については，岩下 [46]，スティーブン [50]，中北 [53]，日本経済新聞 [55]，[56]，舩本 [58]，山口 [63] を見よ。

43) モンデックスについては，岩下 [46]，スティーブン [50]，中北 [53]，村田 [60]，山口 [63] を参照せよ。

44) 日本経済新聞 [55] を見よ。

45) 金融経済新聞 [48] を見よ。

46) イー・キャッシュについては，スティーブン [50]，村田 [60] を見よ。

に送金できる。

- ③ 預金通貨との自由交換…預金通貨からの自由な出し入れができる。
- ④ 送金指し図機能…発行機関へ行かなくても、送金の指し図ができる。
- ⑤ 複数通貨での利用…複数の通貨で利用可能で、外国での支払いに使える。

電子財布はプリペイド・カードと異なり、さまざまな機能をもっており、「エレクトロニック・ベースで資金を移動させるカード形式の私的銀行券」と呼びうるものである。電子マネーは、電子財布と電子帳簿の間、電子財布と電子財布の間を自由に行き来することができる。いわば、「ペーパーという衣を脱いだ貨幣」である。電子マネーが将来どのように変わっていくか予想することは困難である。現在、流通している日本銀行券も将来カード形式で発行されるようになるかも知れない。電子マネーの登場は、日本銀行によるマネー・サプライ管理、現金通貨の独占的発行といった貨幣制度の根幹に関わる問題を投げかけることになる。

18 決済方法における変革

現在、最も激しい変化は決済方法において生じている。「15 ペイメントの諸類型」でみたように、個人や企業の支払い決済方式は不断に変化しかつ多様化しているわけだが、近年における変革は急激でかつ広範囲である。

〔A〕 決済当事者間の決済

決済当事者間における支払い決済の合理化は、これまで代金の後払い、前払いによるものが中心であったが、近年、相殺を利用した合理化が企業グループ内で行われている。

① 企業グループ内での相殺決済

たがいに債権－債務関係が長期継続的に発生する企業同士が、債権－債務を多角的に一括して相殺することによって資金で決済する債権－債務を減額し、その精算尻（ネット尻）だけを銀行の口座振替で決済しようというものであ

る。これによって、振替え回数を少なくし銀行へ支払う手数料を節約できる。たとえば、m社の企業数であれば、各企業が個別に決済を行う時には振替え回数は $m(m-1)/2$ 回であるが、この方式だとm回で済むことになる。日立グループで行っているHi-Fineがこの一例である⁴⁷⁾。

〔B〕 決済仲介者が介在する決済

(1) 銀行が介在する決済

銀行が介在する決済における近年の変革は、カード化、エレクトロニクス化、そしてネットワーク化という言葉で特徴づけられる。

① キャッシュ・カードとCD・ATMネットワーク

キャッシュ・カード（CDカード）は個人が銀行などの金融機関と金融取引を行う際に利用される支払い指図手段である。キャッシュ・カードの利用によって、個人は金融機関の店舗へ行き窓口でペーパーベースの金融取引を行うという不便さから解放され、身近な所にあるCDやATMを使ってエレクトロニック・ベースで金融機関と取引ができるのである。キャッシュ・カードを利用できる金融取引は、預金の預入れ、引出し、金融商品の購入・売却、そしてカード・ローンの借入れ・返済などである。CD・ATMはオンラインで結ばれネットワークを形成している。ネットワークは行内ネットワーク、業態ネットワーク（BANCS、ACSなど）、さらに業態間ネットワーク（MICSと呼ばれる）と重層的な構造を成しており、全国的な一大ネットワークが形成されている。このネットワークのお陰で、キャッシュ・カード保有者は全国のいかなる場所からも異業態・異金融機関のCD・ATMを使って、さきに列挙した金融取引ができるのである。

② 銀行POSカードと銀行POSシステム（EFT-POS System）

小売り店のPOSシステムと銀行のEFTシステムとが接続され、消費者が小売り店で買い物をしたその時点において、銀行にあるその消費者の預金口座から即時に買い物代金が引き落とされて決済される仕組みが銀行POSシステム

47) Hi-Fineについては、磯部・K.J.カーニー〔1〕が詳しい。

(EFT-POS System, debit card system) と呼ばれているものである。このシステムによって、消費者には現金決済に伴うコストとリスクを軽減されるというメリットがあり、小売店には買い物代金を即時に回収できるなどのメリットがあるが、今のところ銀行 POS システムの普及は伸び悩んでいる。問題点として、①消費者にとって利用するメリットに乏しいこと（ポイント制、プレミアム付与がない、など）、②小売り店にとって投資費用、運営費用の負担が大きいこと、③知名度の不足、などが挙げられている。しかし、より一層大きな問題点としては、銀行 POS システムが銀行の顧客囲い込み戦略の手段として用いられているということである。このため、銀行 POS システムのネットワークが個別銀行ごとのネットワークであり、全銀行にまたがる全国的なネットワークとはなっていない。このため加盟小売り店にとっては、銀行ごとに異なる端末機をもたねばならず重複投資になるし、また消費者にとっては利用可能小売り店が限定されることになる。決済システムは経済活動のインフラストラクチャーであり、そのネットワークには外部効果が働くことを考えれば、発想の転換が要求される⁴⁸⁾。

③ ファーム・バンキング (CMS), 国際 CMS

銀行のコンピュータと企業のコンピュータ、パソコン等を通信回線で接続して、企業のコンピュータ等からの入力操作によって資金移動、データ伝送などのサービスが受けられるようにしたものが、ファーム・バンキングと呼ばれており、アメリカでいう CMS (cash management service, 資金管理サービス) に相当する。企業にしながら支払い指図ができるエレクトロニック・ベース決済の典型であり、昭和54年に開始された。提供される主なサービスは、①決済関連サービスとして、一括データ伝送、即時資金移動、振込み予約、都度指定振込み、売掛け金債権消し込み、社内経費キャッシュレス、給与計算など、②その他のサービスとして、通知連絡、照会、金融経済情報提供、資金集中などがある。

国際 CMS とは、銀行が国際ネットワークを使って行うファーム・バンキン

48) 都銀等で「バンク POS 共同センター」を設立して、銀行 POS システムの統一化などが検討されたが、結局、統一化などの改革は見送られた。

グのことで、国際的に営業活動を行う多国籍企業向けにファーム・バンキングと同様のサービスを提供している。

④ 共同センター方式 CMS

ファーム・バンキングは個別銀行ごとにシステム化されているために、①複数の銀行と取引している企業は、各銀行とそれぞれ回線を接続せねばならず、投資費用の負担が大きい、②ファーム・バンキング・サービスを複数の銀行から同時に受けることができない、などの欠点がある。共同センター方式 CMS とは、各業態ごとに共同で CMS センターを設立し、そのセンターがファーム・バンキング・サービスを提供するものである。現在、都銀・長信銀・信託・農林中金による「共同 CMS」、地銀による「地銀ネットワークサービス (CNS)」、第2地銀による「第二地銀協データ伝送システム (SDS)」、信用金庫による「しんきんデータ伝送システム」の4つがある。提供されるサービスは、マルチバンク・レポート・サービスと一括データ伝送サービスが主である。共同センター方式 CMS はファーム・バンキングよりはメリットが大きい、業態間のデータ交換、資金移動サービスなどが課題として残されている。近年、共同 CMS および CNS で、他業態に属する銀行への一括データ伝送サービスが実施されるようになり、残りの2つにおいても実施が予想される。

⑤ ホーム・バンキング

家庭に設置された端末機と銀行のコンピュータを通信回線で結び、家庭にしながら資金移動などの銀行サービスが受けられるようにしたものがホーム・バンキング (home banking) である。端末機としては、電話機 (プッシュホン、ダイヤルホン)、キャプテン (CAPTAIN) 端末、ホームユース端末 (テレビゲーム機、ワープロなど)、画面付き多機能電話機などがあり、提供される決済関連サービスには、振込み、口座振替え、ホーム・ショッピングなどがある。現実には、あまり普及していない。

⑥ 金融 EDI

EFTS (電子式資金移動システム) は、支払い指図が、カードや端末機を使って電子信号でなされるため、手形・小切手といったペーパーベースの決済に比べて非常に効率的である。しかし、従来のファーム・バンキングによる銀行振

込みや口座振替えは、「振込先銀行・店舗名、支払い人および受取り人の名称、振込み先口座の種別・番号、振込み金額」などの簡単な支払い指図情報しか記載されていない。このため受取り企業は支払い企業の支払い理由や支払い金額の内訳についての情報⁴⁹⁾を同時に同じルートで入手できないために、売掛借金債権の消込み作業に多大な労力と時間を費やさざるを得ない。金融 EDI (financial electronic data interchange) は支払い指図情報のみでなく、請求書番号、支払いの内訳・理由等の支払い関連データ——送金通知 (remittance advice) という——も同時にまとめて支払い企業から受け取り、それらを受取り企業へその企業の取引銀行を介して伝達する銀行の決済サービスである。金融 EDI によって受取り企業の売掛借金債権消込み作業は極めて効率的になる。金融 EDI のネットワーク構築は、銀行組織の決済機能の維持・発展のためにも極めて重要な意義をもつ。その理由は次の通りである。現在、企業間で EDI ネットワークが急速に普及・拡大しつつある。EDI (電子データ交換) とは、企業のコンピュータ同士を通信回線で接続し、標準化されたフォーマットを用いてエレクトロニック・ベースで商取引データを交換することである。従来、見積り書、注文書、納付書、請求書、等を用いてペーパーベースで商取引データ (商流、物流、資金流の情報) が交換されていたが、EDI を利用することによって人手・事務負担が軽減される。この企業間 EDI ネットワークに銀行が参加したものが金融 EDI と呼ばれる。金融 EDI によって、契約から支払い決済までの一連の商取引の過程が、一つのネットワーク上で電子的に行われかつ完結することになる。企業の金融 EDI に対するニーズは大きい。これまで銀行のデータ伝送ネットワーク (ファーム・バンキング) は企業の内部ネットワークと十分に連動するようにはつくられてなかった。もし銀行が EDI に参加しなければ、企業同士で相殺決済を行ない、その差額だけが銀行の口座振替えで行われることになる。銀行は商取引データから切り離され、その審査能力は大幅に低下することになる。これは情報生産企業としての銀行にとっては致命的

49) これらの支払い関連情報は、物流 EDI、ファックス、郵便等の情報伝達媒体を用いて、支払い企業から受取り企業へ送られてくる。

な打撃となる⁵⁰⁾。

(2) 銀行以外の仲介者が介在する決済

現行の法制度の下では、預金業務および為替業務に関わるペイメントに関しては、銀行以外の企業が仲介サービスを行なうことは不可能である。したがって、銀行以外の仲介者が介入しているペイメント分野は、代理収納や代理支払い、後払いや前払いの仲介、相殺決済の仲介などとなる。

① 後払い決済の仲介——第三者発行型クレジット・カード——

自家発行型クレジット・カードは消費者にとって利用可能な店舗や商品が厳しく限定されているというデメリットがある。ここに、後払い決済の仲介専門業者が出現する理由がある。第三者発行型クレジット・カードは、カード発行会社、消費者、会員小売り業者との間で契約が締結されたもので、消費者は会員小売業者であればいかなる店舗・商品であってもクレジット・カードを使用できる。そのため、第三者発行型クレジット・カードは汎用クレジット・カード（多目的クレジット・カード）と呼ばれ、銀行系や信販系のカード会社によって発行されている。

② 前払い決済の仲介——第三者発行型プリペイド・カード——

取引当事者以外の第三者発行のプリペイド・カードは、代金前払い決済をカード会社が仲介するという形態であり、決済方法における革新の一つである。ところが、汎用性の大きいプリペイド・カードは現金通貨に類似している支払い指図手段であり、単なる「決済方法における革新」を越えた「決済手段における革新」という要素をもっていることは先述した。

③ 代理収納——CVSによる窓口収納——

公共料金、保険料、税などの収納において、銀行が代理収納を行っていることは既述の通りであるが、近年CVS（コンビニエンス・ストア）が銀行に代わって、電気、ガス料金等の代理収納を行っている。銀行に比べて、24時間営

50) EDI, 金融EDIの詳細い内容については、磯部・K.J. カーニー [1], pp.93f, 岩下 [46], 嶋田 [49], 浪川 [54], 干場 [57], 丸藤 [59], 守田 [61] を参照せよ。

業、住宅に近い、買い物のついで、といった利便性をいかしているといえる。収納企業へは、通常、振込みを利用して支払っている。支払い人が m 人いる場合には、振込み回数を m 回から1回に減らせるので振込み手数料を削減でき、その一部は支払い人に還元できる。CVSによる収納代行は、新聞購読料、クレジット代金などへとその対象を広げており、さらに銀行振込みを行うことなく収納企業へ直接納付することも行われている⁵¹⁾。

④ 支払い集約、受取り集約の仲介——金融VAN——

複数の支払い人が複数の受取り人に、長期継続的に大量の支払いを行う場合に、専門の決済情報仲介機関が介在して決済情報の集中的処理と伝達を行うことが考えられる。いわゆる金融VANと呼ばれるものがこれで、1981年に設立されたボランティア・チェーン「ファルマ」やフランチャイズ・チェーンの「セブン・イレブン」などが有名である⁵²⁾。金融VAN業者は多数の支払い人から支払い決済の情報を集約し、支払い先ごとに集計し、そして銀行に決済データを送付する。同時に、支払い人は複数の支払い先への支払い額を一括して、銀行にある受取り人の連名決済口座へ振り込む。銀行は金融VAN業者から送付されてきた決済データに基づいて、受取り人の決済口座へ資金を振り分けて振り込む。これによって、振込み回数は大幅に減少し、振込み手数料も節約される。ちなみに、支払い人が m 人で受取り人が n 人だとすると、振込み回数は個々バラバラに行う場合の $m \times n$ 回から $m + n$ 回へと減る。以上の仕組みは金融VANによる支払い集約（あるいは受取り集約）による支払い決済の合理化の原理を示したものであり、実際の仕組みはもう少し複雑で、受取り人への短期融資機能を組み込んだもの（ファルマの例）やオープン・アカウント方式と呼ばれるもの（セブン・イレブンの例）などがある。また、先に紹介した日立グループのHi-Fineによる「総合振込みシステム」も、ここで述べた支払い集約の仲介に相当する。

51) CVSによる収納代行サービスが銀行と比べてどのような点で優れているかについては、渡辺〔64〕が詳しい。

52) VANの事例は〔62〕に豊富に紹介されている。金融VANについては中小企業研究所〔51〕を参照せよ。

⑤ 相殺決済の仲介——金融 VAN ——

金融 VAN 業者による支払い集約の仲介は、支払いと受取りの流れが双方向である場合には、相殺決済の仲介となる。企業グループにおける相殺決済の箇所を説明したように、金融 VAN 業者による決済情報の処理は、必然的に債権—債務関係の相殺決済を伴うことになり、銀行における口座振替えは相殺後のネット尻を対象に行われる。先の支払い集約の仲介と比べて、金融 VAN 業者の決済機能への進出は一步進んでいるのである。

19 おわりに

わが国の決済制度および決済システムをとりあげ、現状がどのようになっているか、そしてどのような変革が生じているかについて概観してきた。これまで、日本の決済制度あるいは決済システムに関する論文は数多くあるが、そのほとんどが断片的あるいは部分的に決済システムを論じているに過ぎない。わずかに1年前に出版された箕輪〔40〕がわが国の決済制度について体系的で詳細な解説を行っている。これは、一国の決済制度が巨大でかつ複雑であること、またこれまで決済および決済システムについて大きな関心が払われてこなかったこと、などの事情を考えれば仕方のないことである。しかし、「自由化された金融システム」の時代を迎えて様相は一変した。決済システムが金融分野におせる花形の研究テーマとして一躍脚光を浴びることになった。

「自由化された金融システム」において、決済システムの在り方を探求することは、大変な英知と経験と時間を必要とする。決済システムにおける変革は今も続いており、将来どのような姿に落ち着くかは予断できない。わが国の決済システムのリストラクチャリングは、手探りしながら行っていくしかない。

ところで、決済システムにおける変革は、①エレクトロニクス化、②カード化、③ネットワークの拡大と一体化、④非銀行企業による決済サービスへの進出、といった概念で特徴づけられる。そして、a)決済リスク（特に、システム・リスク）の高まり、b)中央銀行の通貨発行特権への脅威、c)マネーサプライ管

わが国の決済システムの現状と変化（下）

理の困難化，などの問題が解決されるべき課題として行く手に立ち塞がっている。これらの課題に取り組む基本的態度として次のことを念頭に置くべきである。④決済システムの効率化の増進，⑤決済システムの安定性の確保，⑥グローバルな視点からの決済システムの再構築（世界の標準との整合性・接続性）。このことから次の帰結が得られる。現在，生じている決済システム上の変革が情報処理技術と通信技術の発展と一体化によりもたらされており，決済の効率化に資するものである以上，その潮流を押し止めるようなことをするべきではない。現行の決済システムの維持・保守を目的とするのではなく，より一層効率的な決済システムの再構築とその決済システムの安定性確保のためのセーフティ・ネットの構築の新しい規制の在り方が追求されなければならない。

※ 本稿は大阪経済法科大学研究奨励委員会の研究補助金を受けて執筆したものであることを記し，ここに感謝の意を表します。

参考文献（追加分）

- [43] 土橋敏光「わが国の決済システムの現状と変化（中）」経済学論集（大阪経済法科大学），18（4），1995年3月，27-59。
- [44] 浅尾恭右（編著）『企業間情報ネットワークの基礎知識』日本実業出版社 1992年3月。
- [45] 池尾和人「情報技術革新と銀行機能の再編成」金融研究10（3），1991年9月，87-104。
- [46] 岩下直行「情報技術革新と銀行」地銀協月報，1995年6月，2-13。
- [47] 岩上有文「決済サービス関連業務の今後の方向」金融（577），1995年4月，50-56。
- [48] 「“電子財布”が実用化」金融経済新聞 1995年11月13日（月）。
- [49] 嶋田恒久「フィナンシャルEDIについて」銀行時評29（7），平成7年7月，48-51。
- [50] スティーブン・リービー「電子マネーがやって来る」Newsweek，1995年11月29日号，12-19。
- [51] 中小企業研究所『中小企業と「金融VAN」』〈90-9〉通巻番号1062号，1990年3月。
- [52] 鶴沢 真「決済サービス関連業務の今後の方向」金融（577），1995年4月，40-49。

- [53] 中北 徹「電子の“財布”がもたらすもの」金融ビジネス (125), 1995年11月, 74-80。
- [54] 浪川 攻「特集 EDIの脅威—決済業務が銀行の“聖域”でなくなる日」金融財政事情45 (17), 1994年4月25日, 24-27。
- [55] 日本経済新聞「電子マネー 98年度にも」1995年10月12日(木), 朝刊1面。
- [56] —————「電子金融幕開け」1996年1月1日(月), 元旦第二部5面。
- [57] 干場 力「EDIの進展とフィナンシャルEDIへの対応」金融 (585), 1995年12月, 44-52。
- [58] 舛本哲郎「電子マネー時代の到来か」銀行時評30 (1), 平成8年1月, 106-109。
- [59] 丸藤純夫「特集 金融EDI時代の到来—EDI or DIE?」金融財政事情45 (36), 1994年9月5日, 14-18。
- [60] 村田由起子「マルチ・メディア社会の銀行サービス」リテールバンキング, 1995年10月, 16-20。
- [61] 守田洋一「特集 金融EDI時代の到来—着実に普及が進むわが国の企業間EDI」金融財政事情45 (36), 1994年9月5日, 20-25。
- [62] 『流通情報ネットワーク総覧』産業技術サービス・センター, 1992年4月。
- [63] 山口光雄「技術革新は決済システムをどう変えるか」経済セミナー (481), Feb. 1995, 34-37。
- [64] 渡辺信一「特集 EDIの脅威—銀行決済サービス向上の課題は何か」金融財政事情45 (17), 1994年4月25日, 28-29。